

相模原市監査委員公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、農業委員会事務局の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年10月29日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成27年10月28日

2 監査の対象及び方法

この監査は、農業委員会事務局において、平成27年度(平成27年8月末日まで)、ただし、必要に応じて平成26年度以前に執行した各事業の委託料の支出に関する事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

3 監査の結果

(1) 指摘事項

農業委員会事務局の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、各契約書約款及び請書に添付された仕様書において、引用している条項が誤っている事例が見られた。

契約事務については、監査の結果において不適切な事務処理が全庁的に散見されたことから、市においてはこの数年注意喚起が再三再四行われた。また、本年6月には不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、この中で監査における指導事例として契約事務についても点検が行われたところである。

しかしながら、今回の定期監査において、依然として契約事務の不適切な事例が見られたことは、大変遺憾である。

こうしたことは、農業委員会事務局において適切に事務を処理するという意識が欠如しており、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。

今回このような不適切な事務処理に至った責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。